

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期計画（素案）

前文

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、徳島県北部を中心に、香川県東部や兵庫県淡路島地域をも診療圏とし、吉野川北岸で政策医療を担う唯一の総合的診療基盤を持つ中核病院として極めて重要な役割を果たしている。

また、「看護専門学校」、「健康管理センター」を併設し、本県医療の未来を担う看護人材の育成に加え、地域の健康増進にも貢献するとともに、地域完結型の医療提供体制を確保するため、「地域包括ケア病棟」の整備や「患者サポートセンター」の充実・強化等、病床機能の分化及び連携並びに在宅医療の更なる推進により、安全で質の高い医療の提供に、積極的に取り組んできたところである。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造の多様化・複雑化が進む中、将来の医療需要を見据え、地域住民の医療ニーズに即した適切な医療提供体制の早急な構築を図るとともに、「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への対応、地域における重要な課題となる救急医療、周産期医療及び小児医療への対応、更には、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組や医師の働き方改革の推進など、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、地域の医療機関等との機能分化と更に連携強化を図ることが重要である。

このため、第4期中期計画を次のとおり定め、地域住民から「さらに信頼され、期待され、愛される病院」を目指し、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の特色ある医療を最大限に活かし、求められる医療の継続的かつ安定的な提供に取り組む。

第1 中期計画の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの「4年間」とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

(1) 良質かつ適切な医療の提供

ア 県民が等しく質の高い医療を受けることができ、安心して暮らせる徳島の実現に向け、「徳島医療コンソーシアム」を推進するとともに、地域と共に育む、より良い病院づくりを目指し、「地域医療の充実」と「医療の質の向上」を図る。

イ 「地域完結型」の中核病院として、「徳島県保健医療計画」及び「徳島県地域医療構想」を踏まえた医療機能の充実及び鳴門市と連携した医師確保策を推進し、医療提供体制の充実・強化を図る。

ウ 安全で質の高い医療の提供のため、地域の医療機関と連携を図りながら、「クリティカルパス」の積極的な導入を推進する。

- エ 「医療安全センター」を中心に、インシデント・アクシデント情報の収集・分析やリスク回避方針の検討・評価を行うとともに、医薬品等の安全管理を徹底し、医療安全対策に万全を期すよう努める。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

- ア 「患者サポートセンター」において、患者やその家族から寄せられる「医療・介護・福祉・生活」等の様々な相談に対するワンストップ機能を更に強化するとともに、最適な医療サービスを提供するため、病院全体の病床を効率的・効果的に運用する。
- イ 患者やその家族のニーズに応じ、「センター」「診療科」や「専門外来」の設置・検討を進めるとともに、院内の意見箱や患者満足度調査を通して、来院者の意見・要望の把握と速やかな改善に努め、患者サービスの向上を図る。
- ウ ホームページの充実や地元広報誌の活用に加え、SNS等も活用し、積極的な情報発信に努めるとともに、鳴門病院まつり等の地域と一体となったイベントを展開し、開かれた病院づくりに努める。
- エ 治療の選択肢や価値観が多様化する中、臨床現場で生じる倫理的課題に対応するため、臨床倫理コンサルテーション部門の強化を図り、患者の尊厳と意思決定を尊重した良質で適切な医療の提供に努める。

(3) 救急医療の強化

- ア 東部Ⅱ救急医療圏における中核的な2次救急医療機関として、医療や看護など各部門を統合した「救急総合診療センター」を中心に、「断らない」救急医療体制を充実・強化し、県全体の救急医療提供体制の維持・向上に貢献する。
- イ 円滑な救急搬送体制を確保するため、地域消防との連携の深化、新たに整備したヘリポートの適切な運用体制を整えるとともに、県北部の最重要な救急医療施設として、新興感染症等にも対応可能な施設整備を計画的に推進する。

(4) がん医療の高度化

- ア 県北部の地域がん診療連携推進病院として、「高精度リニアック」や「PET-CT」などの高度医療機器を有効活用し、手術から化学療法、放射線治療、緩和ケアまで、がん診療連携拠点病院と連携した質の高い医療を提供する。
- イ がん患者とその家族の生活の質（QOL）の維持向上を図り、住み慣れた地域でその人らしく穏やかに過ごせるよう、徳島大学病院をはじめとする高度医療機関との医療連携を強化するとともに、「外来化学療法」と併せた「緩和ケア外来」の開設や「緩和ケア病床」を整備することにより、患者に寄り添うがん診療体制を整える。

(5) 産科医療や小児医療の充実

- ア 産科、小児科病床を有し吉野川北岸地域で唯一の「お産」のできる医療機関とし

て、周産期母子医療センターと連携し、産科医療及び小児医療の役割を着実に果たす。また、出産後の母子に対する心身のケアや育児サポートなど、産後ケアの更なる充実を図る。

- イ 「総合メディカルゾーン」における徳島大学病院や県立中央病院と連携した体制の構築により、産科医療や小児医療の確保・充実を図る。

(6) 特色ある医療の更なる推進

- ア 「総合メディカルゾーン」や「徳島医療コンソーシアム」における医療連携を十分に図りながら、当院の「手の外科センター」、「脊椎脊髄センター」、「糖尿病・内分泌センター」といった特色ある医療とともに、血管内治療など質の高い医療をさらに推進し、県内外に向け積極的に情報発信を行う。
- イ 脊椎脊髄疾患や手の外科疾患の患者に対する「術前の外来～入院中～退院後まで」の一貫したリハビリテーションを行う「総合リハビリテーションセンター（仮称）」を開設し、急性期リハビリテーション体制の再構築により、患者・家族の生活の質（ＱＯＬ）の更なる改善に取り組む。

(7) 地域住民の健康維持への貢献

- ア 地域の自治体と連携し、人間ドックや各種健診事業の充実に取り組むとともに、健診受診者に対する積極的な保健指導や精密検査等が必要な方への医療機関の受診勧奨を励行し、「健康づくり拠点」として、健康診断受診率の向上に貢献し、地域の予防医療の充実を図る。
- イ Webメディア等を活用した積極的な情報発信を行うとともに、地域の自治体等と連携した市民講座や出前講座などにより、各職種が専門性を活かした健康維持・増進に向けた啓発活動に取り組む。

2 役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

- ア 吉野川北岸では唯一の総合的診療基盤を持つ中核病院として、２次救急医療機関及び災害拠点病院としての機能強化に取り組む。
- イ 令和６年２月、回復期４８病床（地域包括ケア病棟）の開設により、地域包括ケアシステムの充実に貢献するとともに、当該病棟は新興感染症にも対応可能なリバーシブル構造であることから、医療措置協定の第一種協定指定医療機関としての役割を果たしていく。

２０２５年 (令和７年)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
病床数	４０	２１９	４８	０	３０７

- ウ 地域包括ケアシステムの深化に向け、地域包括ケア病棟と一般病床の的確な運用や在宅療養後方支援病院としての役割・機能を明確化し、地域の関係機関・多職

種との連携の下、医療及び患者支援サービスの提供体制を構築する。

- エ 今後の更なる高齢化の進展と医療人材の不足等を踏まえ、地域医療支援病院として、地域医療提供体制の維持向上に向けた取組を検討する。

(2) 機能分化・連携強化

- ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、「連携医療機関登録制度」を有効に活用するなど、地域医療機関等との緊密な連携を図り、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立する。
- イ 認定看護師その他の高度医療人材による研修会等を開催し、地域医療機関の人材育成に向けた取組を推進する。

3 新興感染症等への対策

- (1) 徳島県との医療措置協定等に基づき、新興感染症等の感染拡大時に、適切な医療を提供できるよう、陰圧化と感染症対応個室を備えた「救急総合診療センター」の整備に取り組むとともに、「地域包括ケア病棟」の感染症病棟への転換・運用シミュレーションの実施、感染防護服等の感染症対応資機材の整備・備蓄の推進など、感染症対応機能の充実に取り組む。
- (2) 新興感染症の感染拡大時に備えたＢＣＰの策定及び随時の見直し、「感染症制御センター」を中心とした感染防止訓練や研修の実施など、職員の感染症への意識向上・育成を図るとともに、感染対策に関するＤＸを推進し診療業務の維持継続体制の確保に努める。
- (3) 新興感染症の受入体制を強化するため、感染管理認定看護師や専門看護師の増員に向け、計画的な養成に努めるとともに、他の医療機関と連携した地域における感染対策の質向上を目指す。

4 災害時における医療救護

- (1) 吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての役割を果たすため、平時より地域の医療機関や医師会、行政等との連携強化に努める。
- (2) 新たに整備したヘリポートの適切な管理・運用を行うとともに、国・県から示される津波浸水被害想定を踏まえ、南海トラフ巨大地震に対応した「津波防潮壁」の検討と速やかな整備を図る。
- (3) 「災害医療センター」を中心に、複数パターンを想定した災害医療訓練の実施、「ＢＣＰ」等の検証・改善、「ＤＭＡＴ」の体制強化に加え、備蓄品（燃料、水、食料・医薬品・診療材料）の充実などの取組を推進し、災害拠点病院機能の強化を図るとともに、災害発生時におけるＤＭＡＴ現地派遣及びＤＭＡＴ受入体制の整備を行う。

5 医師・看護師等の確保と働き方改革

(1) 質の高い医療従事者の確保・養成

- ア 「徳島医療コンソーシアム」における取組を推進し、徳島大学をはじめとする高等教育機関や各医療機関と連携を図りながら、医師等の質の高い医療従事者の確保に努める。
- イ 「医療人育成センター」による教育・研修体制の充実を図り、積極的な専門資格取得を促進し、質の高い医療従事者の養成・確保に努める。
- ウ 「卒後臨床研修評価機構」の第三者評価を受審し、臨床研修指定病院として、将来にわたり、当院での研修や勤務を希望する臨床研修医を確保できるよう、教育・研修体制等の整備・充実を図る。
- エ 「臨床研修看護師制度」や「パートナー制度」など、看護師、薬剤師やその他医療従事者の入職後の定着に向けた支援を行うとともに、人材育成計画（職位・職種別キャリアラダー）に基づき、職員の自発的な能力向上を推奨する。
- オ 認定看護師や特定行為研修修了看護師、認定薬剤師などの計画的な養成を図るとともに、その他の医療従事者の専門的な資格取得を推進し、院内においてその能力を活用する。
- カ 医療人材の確保・定着に向け、職員の離職要因の分析及び情報共有による課題解消を図るため、病院全体で取り組むための体制づくりを進める。
- キ 県立病院等と連携し、人事交流による職種・キャリア設計に応じた柔軟な人材育成を推進する。

(2) 医師の働き方改革への対応

- ・ 医師の時間外労働規制に対応するため、医師確保に取り組むとともに、医師事務作業補助者の活用やチーム医療の推進に加え、各職種との「タスクシフト・タスクシェア」の更なる拡大、並びにＩＣＴの活用による業務効率化など医師の負担軽減に取り組む。

(3) 看護専門学校の充実強化

- ア 計画的な専任教員の資格取得を推進し、若年層の教員の育成に努め、安定的な看護教育の確保を図る。
- イ 母体病院での看護実習等を強みとした看護教育の実践により、学生の確保に努めるとともに、徳島県立総合看護学校との連携強化により、質の高い看護師の養成を図る。
- ウ 施設及び設備の適切な維持補修を行うなど充実した教育環境の整備を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制

(1) 効果的な業務運営の推進

ア 病院の「理念」や「基本方針」等を全職員が共有し、「安全」で「親切」な医療の提供に取り組むとともに、院内において経営状況を共有し、病院運営への参画意識を高める。

イ 就業管理システムにより職員の勤務状況を把握し、適切な労務管理を行うとともに、多様な働き方に対応した勤務体制の構築、D X化の推進による事務の効率化に取り組む。

(2) 多職種間での連携・協力体制の構築

ア 各部署の業務をフロー化するとともに、マニュアルの作成を行い、業務の適正化やスリム化を図る。

イ 「院内ラウンド」に当たるメンバーや確認場所等の見直しによる効率的かつ効果的な意見収集等を行う。

(3) 適正な人事評価の実施

ア 公正で客観的な「人事評価制度」に基づき、職員の適正な評価を行う。

イ 処遇の改善による人員確保に向け、県内の公的病院の状況を勘案しながら、初任給・昇給停止年齢の見直しなど、給与制度の改善を検討のうえ、実施する。

(4) 県内の公立・公的医療機関との連携

ア 「徳島医療コンソーシアム」を構成する医療機関等との連携により、5 Gを活用した救急医療・遠隔医療の質向上に向けた取組を促進する。

イ 県立病院等との医薬品等の共同交渉の実施や災害医療に係る検討、人事交流による効率的・効果的な人材育成など、一層の連携強化を図る。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

ア あいさつ運動の継続や院内行事の活性化を通じ、病院全体の「ワンチーム化」を推進する。

イ 勤務形態の柔軟な運用により、ライフサイクルや家庭状況に応じた多様な働き方の選択肢を充実させ、働きやすく・働きがいのある就労環境を整備する。

(2) 職員の処遇改善

- ・ 病院収益に貢献する資格取得における新たな手当の創設や各種手当の見直しなど、処遇改善に向けた取組を推進する。

第4 財務内容の改善に関する事項

今後4年間の収支計画・資金計画・経常収支比率等の目標設定など、財務面の計画については、現在策定中。

- 1 経常収支比率等の経営目標
- 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、4 収支計画、5 資金計画

- 第5 短期借入金の限度額
- 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画
- 第7 剰余金の使途
- 第8 料金に関する事項

2 目標達成に向けた取組等

(1) 収入の確保

- ア DWH（電子カルテ機能を利用したデータベースシステム）を活用し、患者動向など各種データの見える化により、ベッドコントロール機能の更なる向上を図り、適切な病床利用率の確保を図る。
- イ 診療情報のより精緻な分析を実施し、課題の明確化に努めるとともに、的確な目標設定を行う。
- ウ 診療報酬の適正な確保に向け、レセプト点検システムを有効活用するとともに、返戻・査定分析を実施し精度の高い診療報酬請求に努める。
- エ 未収金の発生防止に努めるとともに、徴収業務委託を活用し、未収金の回収に努める。

(2) 費用の抑制

- ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や全国共同購入組織との連携により、材料費の増嵩を抑制する。
- イ「院内物流管理システム（SPD）」の運用により、院内における一連の物流を適正かつ効率的に管理し、経費削減や管理業務の負担軽減を図る。
- ウ 入札制度の的確な運用を図る。委託業務の必要性や内容について、また光熱水費の節減など「固定経費」の徹底的な見直しを行う。
- エ 臨床工学科による医療機器一括管理を進め、機器使用状況等の統計データに基づく計画的な購入、保守及び点検により、機器関連の費用抑制を図る。

第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

- (1) 患者サービスの向上に向け、院内の利便性・快適性を確認し、患者ニーズに応じた整備を検討する。
- (2) 病院新築後、20年が経過する施設及び設備の適切な維持補修を行うとともに、医療機器においては、医療技術の進展や医療需要、整備費及び整備後の維持管理費も含めた費用対効果を総合的に勘案し、経営状況を踏まえた計画的な整備を推進する。

2 デジタル化への対応

(1) 情報システム等を活用した取組の推進

- ・ オンライン資格確認を利用した「電子処方箋」や救急医療・遠隔診療等への5G活用のほか、AI等の先進技術も取り入れるなど、医療DXの推進を図り、医療の質の向上、医療情報の連携、病院経営の効率化及び働き方改革などの充実・強化に取り組む。

(2) 情報セキュリティ対策の徹底

- ・ 複雑・巧妙化するサイバー攻撃から医療情報基幹システムを守り、安全かつ適切に医療を提供するため、技術的・物理的対策を行うとともに、定期的な訓練・研修の実施により、人的セキュリティの向上を図り、医療継続体制の確立を図る。

3 積立金の処分に関する計画

- ・ 予定なし